

名古屋市公報	平成30年 8月 8日 第1269号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次 ページ

規則

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則
(住都・総務課) (第75号) 6
- 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則
(総務・行政改革推進室) (第76号) 12
- 社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則
(総務・行政改革推進室) (第77号) 13
- 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則
(健福・総務課) (第78号) 14
- 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則
(健福・総務課) (第79号) 16
- 名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則
(子青・総務課) (第80号) 25

告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定
(健福・保護課) (第461号) 26
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更
(健福・保護課) (第462号) 29
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止
(健福・保護課) (第463号) 30
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退
(健福・保護課) (第464号) 32
- 生活保護法による指定医療機関の変更
(健福・保護課) (第465号) 33
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
(健福・保護課) (第466号) 34
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定
(健福・保護課) (第467号) 35
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更
(健福・保護課) (第468号) 36

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による 医療機関の指定	(健福・保護課)	(第469号)	37
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第470号)	38
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第471号)	40
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第472号)	45
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第473号)	46
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の休止	(健福・保護課)	(第474号)	47
○ 財政事情及び公営企業の業務状況の公表	(財政・財政課)	(第475号)	49
○ 指定管理者の指定	(緑土・自転車利用課)	(第476号)	52
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課)	(第477号)	53
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第478号)	61
○ 換地処分通知に係る公示送達	(住都・市街地整備課)	(第479号)	63

達

○ 名古屋市税務職員表彰規程の一部改正	(財政・税制課)	(第45号)	64
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第46号)	65
○ 名古屋市東京事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第47号)	66
○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第48号)	67
○ 区長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第49号)	68

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について	(第14号)	69
-------------------	--------	----

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局公印規程の一部改正	(第19号)	70
----------------------	--------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	73
-------------------------------------	------------	----

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第75号）

1 改正内容

市営住宅に付随する駐車場の用途廃止に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

平成30年 8月 1日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第76号）

1 改正内容

子ども・親総合支援事業を推進するため、子ども青少年局子ども未来企画担当部主幹（企画調整）を 1名増設します。（第 9条関係）

2 施行期日

平成30年 8月 1日から施行します。

○ 社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則（第77号）

1 改正内容

生活保護法（昭和25年法律第 144号）の一部改正に伴い、規定を整備します。（本則関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第78号）

1 改正内容

介護保険法（平成 9年法律第 123号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第19条、第22条の 4、第 4号様式及び第 4号様式の 2関係）

2 施行期日

平成30年 8月 1日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則（第79号）

1 改正内容

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第 362号）の一部改正に伴い、高額療養費等について、規定の整備を行います。（第 2条、第 6条、第29条、別表、様式第 8号の 7の 2、様式第 8号の 7の 3、様式第 9号の 6及び様式第 9号の 6の 2関係）

2 施行期日

平成30年 8月 1日から施行します。

○ 名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則（第80号）

1 改正内容

児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第 405号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日等

(1) 平成30年 8月 1日から施行します。

(2) この規則による改正後の名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則第12条の規定は、平成30年 8月以後の月分のひとり親家庭手当の支給の制限について適用し、同年 7月以前の月分のひとり親家庭手当の支給の制限については、なお従前の例によることとします。

達 の あ ら ま し

○ 名古屋市税務職員表彰規程の一部を改正する規程（第45号）

1 改正内容

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8号）等の一部改正等に伴い、名古屋市税務職員表彰規程（昭和26年名古屋市達第16号）の規定の整備を行います。

2 施行期日

発布の日から施行します。

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第46号）

1 改正内容

G20外務大臣会合に向け、関係機関と連携をとりながら情報収集・誘致活動を行うため、主査（MICE推進に係る特命事項の処理）を設置します。（第1条関係）

2 施行期日

平成30年 8月 1日から施行します。

○ 名古屋市東京事務所処務規程の一部を改正する規程（第47号）

1 改正内容

東京事務所に設置する主査の人数を見直します。（第3条関係）

2 施行期日

平成30年 8月 1日から施行します。

○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部を改正する規程（第48号）

1 改正内容

名古屋城総合事務所の組織改正に伴い、規定を整備します。（第3条関係）

2 施行期日

平成30年 8月 1日から施行します。

○ 区長以下代決規程の一部を改正する規程（第49号）

1 改正内容

生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正に伴い、規定を整備します。（別表第3関係）

2 施行期日

発布の日から施行します。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第75号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表東志賀荘の項中

「
1 号から 137 号まで
」を「
1 号から 117 号まで及
び 120 号から 137 号ま
で
」に改め、

同表泰明南荘の項中

「
1 号から 5 号まで、7
号から 20 号まで、22 号
から 27 号まで、29 号か
」

「

1 号から 217 号まで及び 219 号から 275 号まで

を

」

ら47号まで、49号から53号まで、55号から71号まで、74号から93号まで、95号から103号まで、105号から116号まで、118号から124号まで、126号から139号まで、141号から159号まで、161号から170号まで、172号から180号まで、182号から197号まで、199号から210号まで、212号、214号から217号まで、219号から228号まで、230号から249号まで、251号から258号まで及び260号から275号まで

に改め、

」

同表神松荘の項中

「

1 号から27号まで、29号から44号まで、46号から61号まで、63号から73号まで、75号から93号まで、96号から122号まで、124号から131号まで、133

「

1 号から 134 号まで及
び 141 号から 480 号ま
で

を

」

号、134 号、141 号か
ら 148 号まで、150 号
から 158 号まで、160
号から 179 号まで、
181 号から 185 号ま
で、187 号から 203 号
まで、205 号から 251
号まで、253 号から
267 号まで、269 号か
ら 308 号まで、310 号
から 314 号まで、316
号から 325 号まで、
327 号から 341 号ま
で、343 号、344 号、
346 号から 362 号ま
で、365 号から 390 号
まで、392 号から 403
号まで、405 号から
408 号まで、410 号か
ら 425 号まで、427 号
から 431 号まで、433
号から 447 号まで、
450 号から 458 号まで
及び 460 号から 480 号
まで

に改め、

」

同表森の里荘の項中

「

3 号から 5 号まで、7
号から 106 号まで、

「

3号から106号まで、
145号から167号ま
で、170号から198号
まで、200号から220
号まで、222号から
234号まで、236号か
ら248号まで、250号
から252号まで、254
号から612号まで、
614号から645号ま
で、647号から657号
まで、659号から682
号まで、684号から
697号まで、699号か
ら718号まで、720号
から728号まで、730
号から736号まで、
738号から921号まで
及び926号から1030号
まで

を

145号から167号ま
で、170号から198号
まで、200号から220
号まで、222号から
234号まで、236号か
ら248号まで、250号
から252号まで、254
号から453号まで、
455号から458号ま
で、460号から498号
まで、500号から515
号まで、518号、520
号から532号まで、
536号から548号ま
で、550号、553号、
555号から565号ま
で、568号、569号、
571号から582号ま
で、585号、587号か
ら598号まで、600号
から602号まで、605
号から612号まで、
614号から645号ま
で、647号から657号
まで、659号から682
号まで、684号から
697号まで、699号か
ら718号まで、720号
から728号まで、730
号から736号まで、

に改め、

」

738 号から 921 号まで
及び 926 号から 1030 号
まで

同表御前場荘の項中

「

101 号から 133 号ま
で、135 号、201 号か
ら 224 号まで、300 号
から 327 号まで、400
号から 420 号まで、
501 号から 516 号ま
で、602 号から 611 号
まで、701 号から 704
号まで、706 号、708
号から 725 号まで、
801 号から 815 号ま
で、901 号から 920 号
まで、923 号から 929
号まで、1001 号から
1008 号まで、1010 号か
ら 1018 号まで、1020 号
から 1031 号まで、1101
号から 1103 号まで、
1105 号から 1120 号ま
で、1201 号から 1212 号
まで及び 1302 号から

を

101 号から 128 号ま
で、132 号、133 号、
201 号から 217 号ま
で、219 号から 223 号
まで、300 号から 318
号まで、320 号、322
号から 327 号まで、
400 号から 415 号ま
で、417 号、418 号、
420 号、502 号から
512 号まで、514 号か
ら 516 号まで、602 号
から 610 号まで、701
号から 704 号まで、
706 号、708 号から
725 号まで、801 号か
ら 815 号まで、901 号
から 920 号まで、923
号から 929 号まで、
1001 号から 1008 号ま
で、1010 号から 1018 号
まで、1020 号から 1031
号まで、1101 号から
1103 号まで、1105 号

に改める。

1308 号まで

」

から1120号まで、1201
号から1212号まで及び
1302号から1308号まで

」

附 則

この規則は、平成30年 8 月 1 日から施行する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第76号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表子ども青少年局子ども未来企画担当部企画調整の項を次のように改める。

企 画 調 整	1 局長の指定する子ども及び親の支援 の推進に関すること。	2
---------	----------------------------------	---

附 則

この規則は、平成30年 8 月 1 日から施行する。

社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第77号

社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

社会福祉事務所長委任規則（昭和40年名古屋市規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則第2号の3中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同号を本則第2号の4とし、本則第2号の2の次に次の1号を加える。

(2) の3 生活保護法第55条の5第1項による進学準備給付金の支給に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第78号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第19条第 2項中「第49条の 2」を「第49条の 2第 1項」に、「第59条の 2」を「第59条の 2第 1項」に改め、同条中第 5項を第 6項とし、第 4項を第 5項とし、第 3項を第 4項とし、第 2項の次に次の 1項を加える。

3 法第49条の 2第 2項に規定する要介護被保険者及び法第59条の 2第 2項に規定する居宅要支援被保険者について第 1項の規定を適用する場合においては、同項の表中「100分の95」とあるのは、「100分の85」とする。

第22条の 4第 3項中「第19条第 3項から第 5項まで」を「第19条第 4項から第 6項まで」に改める。

第 4号様式（裏）十四中「三割」の次に「（介護保険負担割合証の利用者負担の割合欄に記載された割合が三割である場合は、四割）」を加える。

第 4号様式の 2（裏）六中「三割」の次に「（「利用者負担の割合」欄に記

載された割合が三割である場合は、四割)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成30年 8月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市介護保険条例施行細則の規定に基づいて交付されている介護保険被保険者証であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第79号

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項中「第27条の14の 4第 6項」を「第27条の14の 5第 6項」に改める。

第 6条の見出し中「支給申請」を「支給申請等」に改め、同条中「高額療養費支給申請書」の次に「又は高額療養費（外来年間合算）支給・自己負担額証明書交付申請書」を加え、同条に次の 1項を加える。

2 前項の申請をした者が、自己負担額証明書の交付の申請をしている場合には、同項の申請書を受け付けた区長は、自己負担額証明書を交付する。

第29条第 1項中「第27条の14の 4」の次に「、第27条の14の 5」を加える。

別表中

8の7	第6条	第8号 の7	国民健康保険高額療養費 支給申請書	を
-----	-----	-----------	----------------------	---

8の7	第6条第1項	第8号 の7	国民健康保険高額療養費 支給申請書	に、
8の7 の2	第6条第1項	第8号 の7の 2	国民健康保険高額療養費 (外来年間合算) 支給・ 自己負担額証明書交付申 請書	
8の7 の3	第6条第2項	第8号 の7の 3	国民健康保険自己負担額 証明書(その1)	

8の9	第6条の2第2項	第8号 の9	国民健康保険自己負担額 証明書	を
9の1	省令第26条の3第1項、 第27条の14の2第1項及 び第27条の14の4第1項	第9号 の1	国民健康保険 限度 標準 限度額適 用 額 適 用 負 担 額 減 額 認 用・標準負担額減額 定申請書	
9の2	省令第27条の14の2第3 項	第9号 の2	国民健康保険限度額適用 認定証	

8の9	第6条の2第2項	第8号	国民健康保険自己負担額 証明書（その2）	に、
9の1	省令第26条の3第1項及 び第27条の14の2第1項	第9号 の1	国民健康保険 限度 標準 限度額適用 額 適用 負担額減額認定 用・標準負担額減額 定申請書	
9の2	省令第27条の14の2第3 項	第9号 の2	国民健康保険限度額適用 認定証（その1）	

9の4	省令第27条の14の4第2 項	第9号 の4	国民健康保険限度額適用 ・標準負担額減額認定証 （その1）	を
-----	--------------------	-----------	-------------------------------------	---

9の4	省令第26条の3第2項	第9号 の4	国民健康保険限度額適用 ・標準負担額減額認定証 （その1）	に、
-----	-------------	-----------	-------------------------------------	----

9の6	省令第27条の14の4第1 項	第9号 の6	国民健康保険限度額適用 ・標準負担額減額認定申 請書	を
9の7	省令第27条の14の4第2 項	第9号 の7	国民健康保険限度額適用 ・標準負担額減額認定証 （その2）	

9の 6	省令第27条の14の 4第 1 項及び第27条の14の 5第 1項	第 9号 の 6	国民健康保険 ^{限 度} 限度額適用 額 適 用 認 定 申 ・標準負担額減額 請書	に
9の 6 の 2	省令第27条の14の 4第 2 項	第 9号 の 6の 2	国民健康保険限度額適用 認定証（その 2）	
9の 7	省令第27条の14の 5第 2 項	第 9号 の 7	国民健康保険限度額適用 ・標準負担額減額認定証 （その 2）	

改める。

別記様式第 8号の 7の次に次の 2様式を加える。

国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給・自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度		年度	計算期間の始期及び終期		年 月 日から 年 月 日まで	
フリガナ					加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号
申請者氏名					1	年 月 日から 年 月 日まで
生年月日	年 月 日	日生	性別		2	年 月 日から 年 月 日まで
被保険者証記号番号			個人番号		3	年 月 日から 年 月 日まで
加入期間	年 月 日から 年 月 日まで	計算期間の末日において加入する保険者の名称				
支給方法						
フリガナ					加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号
世帯員氏名					1	年 月 日から 年 月 日まで
被保険者証記号番号			個人番号		2	年 月 日から 年 月 日まで
生年月日	年 月 日	日生	性別		3	年 月 日から 年 月 日まで
加入期間	年 月 日から 年 月 日まで					
フリガナ					加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号
世帯員氏名					1	年 月 日から 年 月 日まで
被保険者証記号番号			個人番号		2	年 月 日から 年 月 日まで
生年月日	年 月 日	日生	性別		3	年 月 日から 年 月 日まで
加入期間	年 月 日から 年 月 日まで					
備考						
(宛先) 名古屋市長 区長 1 上記対象者について、高額療養費（外来年間合算）の支給を申請します。 2 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。 ※ 高額療養費（外来年間合算）の支給申請及び自己負担額証明書の交付申請を行う場合、1・2のいずれも○印をつけてください。 高額療養費（外来年間合算）の支給申請のみを行う場合、1のみに○印をつけてください。						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

国民健康保険自己負担額証明書

様

フリガナ									
氏名									
生年月日	年	月	日生	性別		証明対象年度			
自己負担額証明書整理番号									
保険者番号				被保険者証記号番号					
計算期間の始期及び終期			年 月 から 年 月 まで						
計算期間において世帯主であった期間			年 月 日から 年 月 日まで						
診療年月	氏名			氏名			氏名		
	記号番号			記号番号			記号番号		
	自己負担額	摘要		自己負担額	摘要		自己負担額	摘要	
8月分									
9月分									
10月分									
11月分									
12月分									
1月分									
2月分									
3月分									
4月分									
5月分									
6月分									
7月分									
計									
上記のとおり証明します。 年 月 日 名古屋市 区長 印									

【保険者連絡用】

(問合せ先)
 電話番号
 (計算結果送付先)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。

別記様式第 9号の 6中「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を「国民健康保険^{限 度 額 適 用}_{限度額適用・標準負担額減額}認定申請書」に改め、同様の次に次の 1様式を加える。

(表)

愛 知 県 国 民 限 度 額 適 用 認 定 証 健 康 保 険

有効期限
交付年月日

記 号 番 号									
住 所									
世 帯 主 氏 名									
適 用 対 象 者	氏 名								
	生 年 月 日								
発 効 期 日									
適 用 区 分									
保 険 者 番 号 並 び に 交 付 者 の 名 称 及 び 印	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 名古屋市 印								

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに 1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- 2 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 3 被保険者の資格がなくなつたとき、記載された適用区分に該当しなくなつたとき、又はこの証の有効期限に至つたときは、直ちにこの証をお住まいの区の区役所又は支所に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 4 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、14日以内に、この証を添えて、お住まいの区の区役所又は支所にその旨を届け出てください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考 用紙の大きさは、縦12.8センチメートル、横9.1センチメートルとする。

附 則

- 1 この規則は、平成30年 8月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市国民健康保険条例施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の名古屋市国民健康保険条例施行細則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第80号

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則（平成18年名古屋市規則第 134号）の一部を次のように改正する。

第12条の表中「 190,000円」を「 490,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年 8月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則第12条の規定は、平成30年 8月以後の月分のひとり親家庭手当の支給の制限について適用し、同年 7月以前の月分のひとり親家庭手当の支給の制限については、なお従前の例による。

名古屋市告示第 461号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

平成30年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ちくさ駅前眼科	名古屋市千種区内山三丁目25番 6 号	平成30年 4月 1日
ひだまりこころク リニック金山院	名古屋市中区金山一丁目13番11号 先	平成30年 6月 1日
こころとからだの 昭和在宅クリニッ ク	名古屋市昭和区田面町 1丁目番67 番地	平成30年 5月 1日
糖尿病・甲状腺木 場内科クリニック	名古屋市港区木場町 8番地の51	平成30年 5月 1日
近藤医院	名古屋市南区浜田町 2丁目17番地 の 2	平成30年 4月 1日

医療法人洸明会なごや在宅クリニック	名古屋市南区赤坪町 6番地	平成30年 5月 1日
佐藤クリニック	名古屋市守山区長栄13番14号	平成30年 4月 1日
名古屋市医師会守山区休日急病診療所・東部平日夜間急病センター	名古屋市守山区小幡一丁目 3番 2号	平成30年 3月 1日
白土いとうクリニック	名古屋市緑区藤塚三丁目1619番地の 1	平成30年 5月12日
緑かごやま皮膚科クリニック	名古屋市緑区砂田二丁目 101番地	平成30年 5月14日
はせがわクリニック内科・消化器内科・皮膚科	名古屋市天白区高宮町1308番地	平成30年 4月17日
新生会第一病院	名古屋市天白区高宮町1302番地	平成30年 5月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
マモル歯科医院	名古屋市北区金城二丁目 4番 4号	平成29年 1月 1日
じょうしん歯科	名古屋市西区浄心一丁目 1番38号	平成30年 5月18日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日

ライフケア調剤薬局千種駅店	名古屋市千種区内山三丁目25番 6号	平成30年 4月 1日
ウエルシア薬局名古屋上飯田北町店	名古屋市北区上飯田北町 1丁目73番地	平成30年 5月 1日
カメイ調剤薬局栄店	名古屋市中区栄三丁目27番 1号	平成30年 6月 1日
山手調剤薬局	名古屋市昭和区八事本町 103番地の 1	平成30年 5月 1日
木場りんご薬局	名古屋市港区木場町 8番地の51	平成30年 5月 1日
菊住薬局	名古屋市南区菊住二丁目17番24号	平成30年 5月 1日
みつばち薬局	名古屋市守山区甘軒家22番40号	平成30年 6月 1日
ツジ薬局名緑店	名古屋市緑区池上台一丁目 196番地、 197番地	平成30年 5月22日
グリーン薬局	名古屋市緑区藤塚三丁目1618番地の 1	平成30年 4月 1日
ビー・アンド・ディー調剤薬局竈山店	名古屋市緑区砂田二丁目 101番地	平成30年 5月 1日
プラチナ薬局藤が丘店	名古屋市名東区藤里町 401番地	平成30年 5月 1日

4 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
明日薬訪問看護ステーション天白	名古屋市天白区平針二丁目1111番地	平成30年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 462号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 7月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	木の香往診クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市北区龍ノ口町 2丁目25番地
	新	名古屋市北区駒止町 2丁目22番地
変 更 年 月 日	平成30年 6月 1日	

医 療 機 関 名	医療法人飛翔会富田耳鼻咽喉科医院	
所 在 地	旧	名古屋市西区又穂町 2丁目 1番地
	新	名古屋市西区香呑町 6丁目12番地の 4
変 更 年 月 日	平成30年 5月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 463号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
森内科医院	名古屋市千種区高見一丁目22番19号	平成30年 4月30日
医療法人誠仁会久屋クリニック	名古屋市中区錦三丁目 6番 8号	平成30年 5月 1日
新生会第一病院	名古屋市瑞穂区玉水町 1丁目 3番地の 2	平成30年 4月30日
酒井耳鼻咽喉科	名古屋市南区加福本通 2丁目13番地	平成30年 6月30日
近藤医院	名古屋市南区浜田町 2丁目17番地の 2	平成30年 3月31日

なごや在宅クリニック	名古屋市南区赤坪町 6番地	平成30年 4月30日
佐藤クリニック	名古屋市守山区長栄13番14号	平成30年 3月31日
あおきクリニック	名古屋市天白区植田山五丁目 126番地の 1	平成30年 4月30日

2 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
あんず調剤薬局	名古屋市千種区高見一丁目18番14号	平成30年 3月31日
株式会社鈴屋薬局	名古屋市瑞穂区密柑山町 1丁目23番地	平成30年 4月30日
優調剤薬局	名古屋市港区港北町 2丁目 8番地	平成30年 6月 1日
プラチナ薬局藤が丘店	名古屋市名東区藤里町 401番地	平成30年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 464号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成30年 7月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
名東歯科	名古屋市名東区本郷二丁目66番地 の 3	平成30年 5月12日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 465号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 7月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	永田内科医院	
所 在 地	旧	名古屋市熱田区五本松町12番 1号
	新	名古屋市熱田区五本松町13番18号
変 更 年 月 日	平成30年 5月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 466号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
富岡歯科医院	名古屋市千種区赤坂町 4丁目72番地	平成30年 5月31日

2 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
山手調剤薬局	名古屋市昭和区八事本町 103番地の 1	平成27年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 467号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
木ノ下接骨院	名古屋市中区橘一丁目 7番20号	平成30年 5月23日
坪井 英一		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 468号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 はり・きゅう

施 術 者 名	服部 暁美	
施 術 所 名	鍼灸サロンアンシャンテ	
所 在 地	旧	名古屋市千種区仲田一丁目 6番 8号
	新	名古屋市千種区池下一丁目 3番16号
変 更 年 月 日	平成30年 5月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 469号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関
の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療を担当
する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
パーク薬局	名古屋市守山区大森北二丁目1909番 地、1911番地	平成30年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 470号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
城見整形外科クリニック	名古屋市北区金城二丁目12番 5号	平成30年 6月 1日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
アイランド薬局みかん山 店	名古屋市瑞穂区蜜柑山町 2丁目48番 地の 1	平成30年 6月 1日
V・d r u g 香流薬局	名古屋市名東区猪子石原二丁目 502 番地	平成30年 5月10日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 471号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社ツクイ
介護事業者の所在地		神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 6番 1号
介護事業所の名称	旧	ツクイ名古屋
	新	ツクイ名古屋中川広田町
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区元中野町 4丁目92番地
	新	名古屋市中川区広田町 1丁目 9番地
変 更 年 月 日		平成30年 6月 1日

介護事業者の名称		株式会社エントリー
介護事業者の所在地		名古屋市中川区四女子町 4丁目40番地
介護事業所の名称	旧	訪問介護事業所えんの里港
	新	訪問介護事業所えんの里本店

介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区甚兵衛通 2丁目 1番地の 1
	新	名古屋市中川区四女子町 4丁目40番地
変 更 年 月 日		平成30年 6月 1日

介護事業者の名称		南医療生活協同組合
介護事業者の所在地		名古屋市緑区南大高二丁目 204番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーションわかば
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区有松三丁山 926番地
	新	名古屋市緑区有松三丁山 913番地
変 更 年 月 日		平成30年 4月16日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称		吉田クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区上野一丁目 2番 7号
	新	名古屋市千種区清明山二丁目 2番16号
変 更 年 月 日		平成30年 5月 1日

介護事業者の名称		セキスイオアシス株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2
介護事業所の名称		訪問看護ステーションオアシスセンター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2
	新	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目19番地
変 更 年 月 日		平成29年 8月28日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		吉田クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区上野一丁目 2番 7号
	新	名古屋市千種区清明山二丁目 2番16号
変 更 年 月 日		平成30年 5月 1日

介護事業所の名称		アクア調剤薬局上飯田店
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区上飯田北町 1丁目18番地の 3
	新	名古屋市北区上飯田南町 2丁目80番地の 2
変更年月日		平成30年 7月 1日

介護事業所の名称	旧	緑地公園薬局
	新	キョーワ薬局小幡店
介護事業所の所在地		名古屋市守山区小幡三丁目22番33号
変更年月日		平成28年 9月 1日

4 通所介護

介護事業者の名称		特定非営利活動法人ほっとポケット
介護事業者の所在地		名古屋市千種区春岡一丁目27番27号
介護事業所の名称	旧	ミニデイサービスほっとポケット
	新	ほっとポケット
介護事業所の所在地		名古屋市千種区春岡一丁目27番27号
変更年月日		平成30年 4月 1日

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		有限会社三星
介護事業者の所在地		名古屋市中村区中島町 2丁目25番地
介護事業所の名称	旧	愛望苑居宅介護支援センター
	新	あさひ居宅介護支援センター
介護事業所の所在地		名古屋市西区城西三丁目 1番 2号
変更年月日		平成30年 7月 1日

介護事業者の名称		医療法人大仁会
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 1番地

介護事業所の名称		居宅介護支援事業ポート若草
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区明治一丁目14番56号
	新	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 1番地
変更年月日		平成30年 5月 1日

介護事業者の名称		有限会社オフィスアイウィッシュ
介護事業者の所在地	旧	名古屋市名東区高針三丁目 404番地
	新	名古屋市北区上飯田南町 5丁目 132番地
介護事業所の名称		ケアプランセンター紬
介護事業所の所在地		名古屋市名東区高針三丁目 404番地
変更年月日		平成29年 6月30日

介護事業者の名称		特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ・コレクティブ愛・I
介護事業者の所在地		名古屋市名東区石が根町85番地
介護事業所の名称		愛・I 居宅介護支援事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区藤森二丁目 114番地の 1
	新	名古屋市名東区石が根町85番地
変更年月日		平成25年12月20日

6 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社ツクイ
介護事業者の所在地		神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 6番 1号
介護事業所の名称	旧	ツクイ名古屋
	新	ツクイ名古屋中川広田町
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区元中野町 4丁目92番地
	新	名古屋市中川区広田町 1丁目 9番地
変更年月日		平成30年 6月 1日

介護事業者の名称		株式会社エントリー
介護事業者の所在地		名古屋市中川区四女子町 4丁目40番地
介護事業所の名称	旧	訪問介護事業所えんの里港
	新	訪問介護事業所えんの里本店
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区甚兵衛通 2丁目 1番地の 1
	新	名古屋市中川区四女子町 4丁目40番地
変更年月日		平成30年 6月 1日

介護事業者の名称		南医療生活協同組合
介護事業者の所在地		名古屋市緑区南大高二丁目 204番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーションわかば
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区有松三丁山 926番地
	新	名古屋市緑区有松三丁山 913番地
変更年月日		平成30年 4月16日

7 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		南医療生活協同組合
介護事業者の所在地		名古屋市緑区南大高二丁目 204番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーションわかば
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区有松三丁山 926番地
	新	名古屋市緑区有松三丁山 913番地
変更年月日		平成30年 4月16日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 472号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
あるぷす薬局清水店	名古屋市北区清水三丁目17番 8号	平成30年 6月 1日
あらたまばし薬局	名古屋市瑞穂区妙音通 4丁目52番地	平成30年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 473号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 通所介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
敬愛有限会社 名古屋市瑞穂区大喜新町 4丁 目36番地	瑞穂ケアセンターあお空 名古屋市瑞穂区大喜新町 4丁 目36番地	平成30年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 474号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり休止の届出がありました。

平成30年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
蜂谷歯科医院	名古屋市千種区鹿子殿 3番16	平成30年 6月21日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
蜂谷歯科医院	名古屋市千種区鹿子殿 3番16	平成30年 6月21日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
蜂谷歯科医院	名古屋市千種区鹿子殿 3番16	平成30年 6月21日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 475号

財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3第 1項の規定に基づく名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）第 2条及び地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の 2第 1項の規定により、平成30年 3月31日現在における財政事情及び公営企業の業務状況のあらましを次のとおり公表します。

平成30年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局財政部財政課

財政のあらまし

平成29年度下半期財政運営の状況

(1) 一般・特別会計歳入歳出予算の執行状況（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円、％）

区 分	予算現額	歳 入		歳 出	
		収入済額	収 入 率	支出済額	支 出 率
一 般 会 計	1,225,994	994,335	81.1	989,105	80.7
特 別 会 計	1,116,956	900,906	80.7	913,728	81.8

(2) 公営企業会計（平成29年度決算・収益的収支）

（単位：百万円、％）

区 分	収 入			支 出		
	予 算 額	決 算 額	執 行 率	予 算 額	決 算 額	執 行 率
病 院 事 業 会 計	33,835	31,868	94.2	34,674	32,668	94.2
水 道 事 業 会 計	49,642	50,214	101.2	49,407	49,385	100.0
工業用水道事業会計	1,002	1,015	101.3	997	923	92.6
下 水 道 事 業 会 計	74,572	75,316	101.0	72,919	71,740	98.4
自動車運送事業会計	25,781	25,792	100.0	24,657	23,746	96.3
高速度鉄道事業会計	100,744	100,864	100.1	86,161	82,936	96.3
計	285,576	285,069	99.8	268,815	261,398	97.2

(3) 財産、公債及び一時借入金の状況（平成30年3月31日現在）

市有財産の現在高（公営企業分を除く）

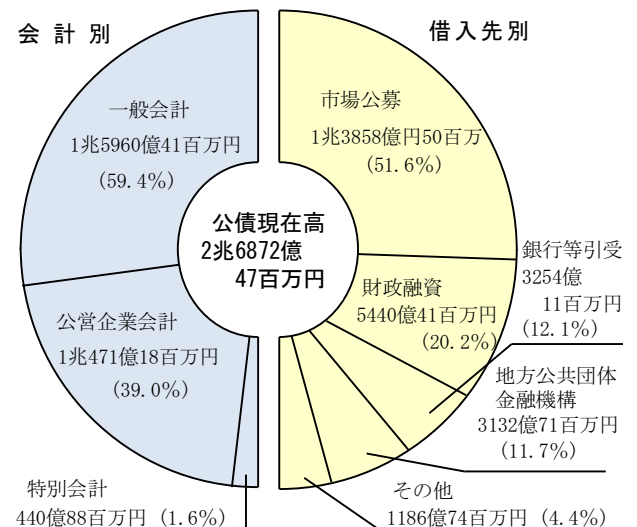
区 分	現 在 高
公 有 財 産	
土 地	87,674千㎡
建 物	10,144千㎡
そ の 他	出資による権利 237,482百万円等
物 品	7,544点
債 権	125,881百万円
基 金	245,566百万円

一時借入金の状況

（単位：百万円）

区 分	借入限度額	現 在 高
一 般 会 計	160,000	—
病 院 事 業 会 計	4,000	—
水 道 事 業 会 計	2,500	—
工業用水道事業会計	100	—
下 水 道 事 業 会 計	2,800	—
自動車運送事業会計	7,000	—
高速度鉄道事業会計	36,000	3,700

公債の現在高



※会計間及び基金の資金運用を含む

平成30年度当初予算の概要

一般会計：福祉、教育、土木、経済など、市政の基本的な施策にかかる経費の会計で市税などが主な財源となっています。

特別会計：特定の事業で、特定の財源によりまかなわれ、一般会計と区分して経理する必要がある会計です。本市には12会計あります。

(単位：百万円、%)

会 計 名		予 算 額	対前年度伸び率
一 般 会 計		1,209,738	3.3
特 別 会 計		1,059,478	△ 1.8
国 民 健 康 保 険 会 計		210,979	△ 15.7
後 期 高 齢 者 医 療 会 計		52,609	0.0
介 護 保 険 会 計		189,629	0.7
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 会 計		1,233	△ 10.1
市 場 及 び と 畜 場 会 計		8,581	12.9
名 古 屋 城 天 守 閣 会 計		3,894	皆増
土 地 区 画 整 理 組 合 貸 付 金 会 計		265	△ 41.2
市 街 地 再 開 発 事 業 会 計		661	2.7
墓 地 公 園 整 備 事 業 会 計		1,140	△ 15.6
基 金 会 計		99,990	5.1
用 地 先 行 取 得 会 計		11,421	△ 7.8
公 債 会 計		479,076	2.1
計		2,269,216	0.8

公営企業会計：企業的色彩の強い事業で、住民サービスを受けた人の料金で運営することを原則とした会計です。本市には6会計あります。

(単位：百万円、%)

会 計 名		予 算 額	対前年度伸び率
病 院 事 業 会 計		44,244	8.1
水 道 事 業 会 計		77,402	1.7
工 業 用 水 道 事 業 会 計		1,695	7.9
下 水 道 事 業 会 計		140,495	1.2
自 動 車 運 送 事 業 会 計		30,550	6.5
高 速 度 鉄 道 事 業 会 計		139,677	△ 5.1
計		434,063	0.2

平成30年7月発行 財政のあらまし（財政事情の公表）

平成29年度下半期財政運営の状況 平成30年度当初予算の概要

【問合せ】名古屋市財政局財政部財政課

名古屋市告示第 476号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
伏屋駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目 1 番11号 MHAグループ 代表者 山 口 正 孝

2 指定の期間 平成30年11月 1 日から平成39年 3 月31日まで

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 477号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成30年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成31年 2月28日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。
- (8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成30年8月21日（火）から同月31日（金）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成30年8月21日（火）から同月31日（金）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

平成30年8月21日（火）から同月31日（金）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、木曜日及び第 4水曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成30年 8月22日（水）から同月31日（金）まで。ただし、期間内の
消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市東区大幸南一丁目 1番10号 カルポート東 4階
東文化小劇場 4階ホール

(2) 日時

平成30年 9月19日（水）午前10時00分

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 249戸

改良住宅

空家住宅 3戸

第 2 市営住宅・子育て・若年向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前
の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 135戸

第 3 市営住宅・多家族・多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 9戸

改良住宅

空家住宅 1戸

第 4 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳の交付を受けている者

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 124戸

改良住宅

空家住宅 2戸

第 5 市営住宅・多回数落せん者世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成24年度第 2回一般募集から平成30年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 市営住宅・多回数落せん者単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成24年度第 2回一般募集から平成30年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向けの資格のうち (2)から(13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 市営住宅・高齢者向け改善住宅・世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、申込み世帯員全員（申込者の配偶者を除く。）の年齢が60歳以上であること。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1戸

第 8 市営住宅・高齢者向け改善住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 4戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 478号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所

二村 賢 名古屋市中村区横井二丁目 187番地

2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所

若松 喜三夫 名古屋市中川区富永二丁目 127番地

安井 光子 名古屋市中川区富永三丁目 239番地

3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積（㎡）	利用権の設定を行う者
中川区水里三丁目	148番	畑	275.00	若松 喜三夫
中川区水里三丁目	153番	畑	93.00	安井 光子
中川区水里三丁目	154番	畑	108.00	安井 光子

4 設定する利用権

(1) 種類 使用貸借権

(2) 内容 畑として利用

(3) 存続期間 平成30年 8月11日から平成33年 8月10日まで

5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況

(1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積：320.00㎡

(2) 農作業従事の状況

農業従事日数： 200日、農業専従者： 2人、農業補助者：なし

(3) 農機具の保有状況

軽トラック： 1 管理機： 1 育苗ハウス： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 479号

換地処分通知に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る羽島都市計画事業インター北土地区画整理事業施行者羽島市が発した土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 1項の規定による換地処分通知は、送付を受けるべき者について、その書類の受領を拒んだので、同法第 133条第 1項及び同条第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が羽島都市計画事業インター北土地区画整理事業52街区の調整池内にある掲示板において掲示されています。

平成30年 8月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
岩見 太郎	名古屋市北区大曽根四丁目 4 番10号	岐阜県羽島市江吉良町字村前 2267番 2
	S T U D I O O H Z O N E 402号	岐阜県羽島市江吉良町字村前 2267番 4

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市達第45号

財 政 局
収納管理・特別徴収
事務センター
市 税 事 務 所

名古屋市税務職員表彰規程（昭和26年名古屋市達第16号）の一部を次のように改正する。

平成30年 7 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

第1条中「一に」を「いずれかに」に、「財政局長」を「財政局税務監」に改める。

第1条の2第2号ア及びイ中「税制課」の次に「、税務システム整備室」を加える。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

観光文化交流局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

平成30年7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

第1条観光文化交流局観光交流部MICE推進室MICE推進係の項の次に次のように加える。

主 査（MICE推進に係る特命事項の処理）

- (1) 局長の指定する企業等の会議、企業等の行う報奨及び研修旅行、コンベンション、見本市及び展示会、イベントその他の国内外の交流を促進するビジネスイベント等の誘致及び調整に係る特命事項の処理に関すること。

附 則

この達は、平成30年8月1日から施行する。

名古屋市達第47号

総 務 局
東 京 事 務 所

名古屋市東京事務所処務規程（昭和33年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

第3条第1項中「主 査(5)」を「主 査(6)」に改め、同条第2項中「主 査（調査）(4)」を「主 査（調査）(5)」に改める。

附 則

この達は、平成30年8月1日から施行する。

観光文化交流局
名古屋城総合事務所

名古屋城総合事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第15号）の一部を次のように改正する。

平成30年7月31日

名古屋市長 河村 たかし

第3条第1項中「管理活用課」を「参事(1)管理活用課」に、
「主幹(2)主査(1)」を「主幹(2)主査(2)」に改め、同条第2項管理活用課
の項の前に次のように加える。

参事（事業調整）

(1) 名古屋城の活用に係る企画及び調整に関すること。

第3条第2項保存整備室の項に次のように加える。

主査（調査研究センター開設準備等）

(1) 調査研究センターの開設準備に関すること。

(2) 局長の指定する名古屋城の文化財に関する調査、研究及び関係機関との
連絡調整に関すること。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参事は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係
の課長その他の職員を指揮監督する。

附 則

この達は、平成30年8月1日から施行する。

名古屋市達第49号

健康福祉局
区役所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

平成30年7月31日

名古屋市長 河村 たかし

別表第3 民生子ども課長の項中第37号を第38号とし、第29号から第36号までを1号ずつ繰り下げ、同項第28号中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同号を同項第29号とし、同項第27号の次に次の1号を加える。

28	生活保護法第55条の5第1項による進学準備給付金の支給に関すること。
----	------------------------------------

別表第3 主幹（生活保護）の項第11号中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同表区民福祉課長の項中第87号を第88号とし、第34号から第86号までを1号ずつ繰り下げ、同項第33号中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同号を同項第34号とし、同項第32号の次に次の1号を加える。

33	生活保護法第55条の5第1項による進学準備給付金の支給に関すること。
----	------------------------------------

附 則

この達は、発布の日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第14号

教育委員会定例会の開催について

平成30年 8月10日午後 3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成30年 8月 3日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第19号

名古屋市上下水道局公印規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

平成30年8月1日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第4条中「次の各号」を「次」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

管守者は、正規の勤務時間内に、原議と施行すべき文書とを照合し、公印の使用を必要と認めるときは、公印を使用しようとする者に公印使用認可簿（第2号様式）へ必要事項を記載させたのちに、施行すべき文書に公印を朱肉で押印させるものとする。

第5条第2項を削り、同条第3項中「事務担当者は、」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第6条の2第1項中「所属職員のうちから」を削る。

第8条第1項中「次の各号の規定」を「次に定めるところ」に改める。

附則第2項中「次の各号」を「次」に改める。

別表中

「

名古屋市 上下水道局 総務部 （何）課（公所）長	一般 公文 書用	総務部に属 する課又は 公所の長
名古屋市 上下水道局 （何）本部 （何）部 （何）課（室）（公所）長	一般 公文 書用	課（室）（ 公所）長（ 総務部に属 する課又は 公所の長を 除く。）

」

を

「

名古屋市 上下水道局 総務部 （何）課（室）長	一般 公文 書用	総務部に属 する課の長
名古屋市 上下水道局 （何）本部 （何）部 （何）課（室）（公所）長	一般 公文 書用	課又は公所 の長（総務 部に属する 課の長を除 く。）

」

に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）港明用地開発事業 商業施設計画
名古屋市港区港明二丁目 501番 1 ほか 2筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
未定	午前 9時00分	変更なし	午後11時00分	変更なし
未定	—	午前 8時00分	—	午後11時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
商業棟 1駐車場 1	午前 8時30分から 午後11時30分まで	午前 7時30分から 午後11時30分まで
立体駐車場棟駐車場 2		
商業棟 1北東側平面駐車場 3		

3 変更の日

平成30年 9月30日

4 変更する理由

来店客の利便性向上のため

5 届出の日

平成30年 7月17日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー、熱田区役所情報コーナー及び中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 7月31日から同年11月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年11月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課